

1 開催日時 平成 27 年 7 月 3 日（金）10：00～11：30

2 開催場所 富山県庁 4 階大ホール

3 出席者

(1) 都市計画審議会出席委員

・ 弁護士	細 川 俊 彦
・ 富山県商工会議所女性会連合会会長	梅 田 ひろ美
・ 富山県建築士会理事	小 見 美由紀
・ 富山県立大学教授	川 上 智 規
・ 金沢大学教授	高 山 純 一
・ 県議会議員	瘡 師 富士夫
・ 県議会議員	五 十 嵐 務
・ 県議会議員	矢 後 肇
・ 県議会議員	笠 井 和 広
・ 富山県市長会会長代理	土 肥 榮 (事務局長)
・ 富山県町村会会長	金 森 勝 雄
・ 北陸農政局長代理	山 方 正 治 (農村振興課長)
・ 北陸地方整備局長代理	堀 尚 紀 (富山河川国道事務所副所長)
・ 富山県警察本部長代理	松 島 義 彦 (交通規制課長)

(2) 事務局

・ 富山県土木部都市計画課長	長 谷 川 尚
----------------	---------

4 配布資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 都市計画審議会議案書
- ・ 議案参考資料

5 議 事

(議 案)

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更（高岡市）について

(司 会)

皆さん、おはようございます。定刻少し前ではございますけれども、皆さんおそろいということで、ただ今から始めさせていただきたいと思います。

まず、本日の第 168 回富山県都市計画審議会の開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 20 名でございますが、そのうち 14 名の出席を頂いています。定足数半数以上ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立している旨、ご報告いたします。

次に、各議案についてご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では委員の他、臨時委員に審議および議決に参加いただくことになっています。これによりまして委員 13 名、臨時委員 1 名の 14 名でご審議いただきます。

ここで、本審議会の委員に交代がありますので、簡単に紹介させていただきます。学識委員につきましては、西井啓子様へ代わりまして、相山馨様。北陸地方整備局長につきましては、野田徹様へ代わりまして、藤山秀章様。富山県市長会長につきましては、高橋正樹様へ代わりまして、森雅志様。富山県町村会長につきましては、伊東尚志様へ代わりまして、金森勝雄様。富山県議会議員につきましては、笹岡貞郎様、四方正治様、中川忠昭様へ代わりまして、瘡師富士夫様、五十嵐務様、矢後肇様。富山県市議会議長会長につきましては、中川勇様へ代わりまして、有澤守様。富山県町村議会議長会長につきましては、前原英石様へ代わりまして、水野仁士様。臨時委員といたしまして、富山県警察本部長につきましては、櫻澤健一様へ代わりまして、伊藤泰充様に新たにご就任いただいておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。配布資料といたしまして、お手元にあるかと思いますが、一つは次第、それから配席図、審議会委員名簿、今回の議題となります都市計画審議会議案書および議案参考資料、さらに参考として、条例等の規定でございますが、富山県都市計画審議会条例、富山県都市計画審議会運営要綱、富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領でございます。もし配布漏れ等ございましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、審議会の公開についてご説明させていただきます。本審議会は、平成 15 年 4 月から原則公開としています。詳細につきましては、お手元に配布している資料に、本審議会の公開に関する取扱要領というものがございますので、ご覧いただきたいと思います。この取扱要領にあるとおりですが、個人情報保護や本審議会の構成、円滑な議事の確保等の観点から、要領の第 2 に規定する一定の事項の審議につきましては、会長が本審議会に諮って非公開とすることができるとしております。なお、本審議会の審議結果および議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定でございますので、ご了承いただきたいと思います。

また、本日、県でもクールビズの期間ということで、上着などを取って楽な格好でいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、進行につきましては、細川会長の方でよろしくお願いいたします。

## 1. 開会

(会 長)

今日は議題数が少ないのですが、時間は十分ありますので、その中で活発なご議論をしていただきたいと思います。まず、審議会運営要綱4条2項によりまして、議事録署名委員を指名させていただきます。梅田ひろ美委員と小見美由紀委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。都市計画法に基づき、知事から審議会に付議された議題についてご審議いただきます。議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議事

(事務局)

おはようございます。この4月に都市計画課長を拝命いたしました長谷川と申します。細川会長をはじめ都市計画審議会の委員の皆さま方には、これまでも大所高所からご指導賜っております。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。私、甚だ微力ではございますが、県内の各都市が今後とも健全に発展いたしますよう努力をしてみたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

### 議案第1号 富山高岡広域都市計画道路の変更（高岡市）について

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、質問、ご意見を賜りたいと存じます。戸出東西中央線、高岡新駅停車場線の二つの内容がありますので、質疑される方、ご意見をおっしゃる方は、どちらのことを言及しているか分かるように付け加えてください。

(委 員)

高岡新駅停車場線について一つお聞きしたいのですが、今、中川和田線への道路の案が出ているのですが、この下の方の下伏間江福田線へのアクセスというのは、どういう状況になるのでしょうか。

(事務局)

それにつきましては（スクリーンを指し示しながら）、このスクリーンにございます下伏間江福田線で、今回の道路につきましては、新駅から中川和田線ま

でということで計画決定するものですが、駅前広場とこの交差点になるところがございまして、そこから南の方にも現在、市道がございまして。これについて、高岡市で拡幅をされる計画をお持ちでして、これにつきましても、順次、計画を詰めていかれると伺っています。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(会長)

私も疑問には思っていたのですが、拡幅になるときは、それはまた将来、都計審の議題として載ってくる都市計画道路なのですか。市道なのですか。

(事務局)

これにつきましては、市で計画しておられるということで、どのような整備内容になるかもありますので、今のところお諮りすべきものになるかどうかは未定です。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

関連するのでお尋ねしたいのですが、今の高岡新駅停車場線は、参考資料 8 ページを見ていただくと標準断面図があります。この図を見る限り、歩道の整備はしないような形になっているのですが、そのように見てよろしいのでしょうか。

(事務局)

少し説明不足だったかもしれませんが、このスクリーンにあります 3m、3m というのが車道です。その両脇に、下の赤い線で分離してあるものがありますが、そこで歩道が始まっておりまして、そこから側溝の絵も描いてありますが、両側に合わせて 3.1m ずつの歩道が付くという形になっています。

(委員)

分かりました。それなら結構だと思います。それで、もう一つの戸出東西中央線についてお尋ねしたいのですが、もともとは 20m の幅員、これを今回見直して 16.5m に縮小するということなのですが、計画交通量がかなり変わったということなののでしょうか。本来、もともとの計画よりもこれだけ絞り込むということは、交通量が変わるか、あるいは歩行者交通量も含めて事情が変わった、あるいは駐車帯が 2.25m から 1.5m になるということは、大型車の利用が少なくなったと考えられるのですけれど、その辺の事情はどのようにして判断された

のでしょうか。

(事務局)

車線の数につきましては、現行の。

(委員)

はい。車線の数が変わっていませんが、停車帯が変わっていますので、走りやすさ、容量的には随分変わると思うのですが。

(事務局)

先ほども少し申し上げましたが、過去の考え方、現在の基準でどれぐらいまで最低限必要かというものもございまして、それで幅員につきましては、この幅員でありますと、先ほど申し上げましたとおり、変電所や工業団地に掛かるような幅員になっています。将来的にもどれぐらいの交通量があるかということは、一応予測もしまして、2車線ということであらためて決めさせていただいてはいるのですが、そういうこととか、あとまた物件につきましても、この幅員ですと、かなり掛かるような形になりまして、沿道の方々へかなり影響があるということ。

この20mの走りやすさとするればその方が、広ければ広いほどいいのでしょうけれども、やはりそういうことも考えて、今回、路肩については1.5mということで、歩道につきましては、割と交通量が多いものですから、そうしますと、やはり両側に有効幅としては3mぐらいの歩道も必要だろうということで、そういうものは最低限必要だろうということで計画しています。

従来4.5mと書いていますが、これにつきましては、今の基準でいきますと、4mというのはかなり歩行者量が多いと定義されるものですが、この路線は先ほど申しましたように、通学路にもなっておりまして、高校生も通られるということで、比較的歩行者量は多いのですが、4mを取るほどのものでもないだろうということで、今回、3mとさせていただいたところです。

(委員)

はい。もう1点です。高校ですので自転車利用が想定されますが、本来、自転車レーンの指定などは考えているのでしょうか。1.5mだとちょっと厳しいかなという気はするのですが。もともと2.25mあれば自転車レーンの指定はできると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

(事務局)

今回のこの場所につきましては、自転車レーンというものは特に考えてはおりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、自動車交通量が1万台を少し超えているぐらいのところ、そうしますと、自転車は、路肩を通るのが原則ですが、そういうときには歩道も走れるような形にもしなければならぬ。そ

ういう意味で両側に 3m の歩道を取って、自転車は歩道の中も一応通れるような形にはしています。通行可の標識が立てられるかどうかは、公安委員会とまた話をさせていただくなり、将来的にどういう使い方をするかにもよるのですが、一応今のところは、路肩を使ってレーンを造るということは考えておりません。

(委員)

世の中の流れからすると、自転車は昔と違って車道を原則走るような整備の方法をこれから考えないといけないと思いますので、逆に歩道を狭めてでも路肩を広げて、自転車が走りやすいようにするのが筋ではないかと思うのですが、その辺の検討はされたのでしょうか。

県警の委員の方がおられますけれども、どうでしょうか。

(委員)

自転車は、原則、道路の左側通行です。ただし、各県の現状というものがありまして、東京では当然、歩道をたくさん人が歩いておられます。しかし、富山はその実態を踏まえて、幅員を満たしていれば、自転車歩道通行可に公安委員会で指定しているのが現状です。

(委員)

富山県警としては、今お答えになったような考えで、これからも認めていくと考えてよろしいのですか。

(委員)

先生がおっしゃったように、自転車専用レーンがあるに越したことはありません。しかし、いわゆる都市計画案のいろいろな条件の制約の中でやっておられるとすれば、それは次善の策というか、歩道に有効な幅員が確保されていれば、標識については道路管理者も付けられるのですが、協議をして、自転車の歩道の通行可もしているというのが実態です。

(委員)

これまでのそういう考え方で造られた道路は、私はそれで結構だと思うのですが、これから新しく造る道路もその考え方でいくのはどうかなと思うのです。この 16.5m という幅員を規定として決めたというのであれば、逆に歩道を少し狭めてでも路肩を広げて、そこを自転車が走りやすいようにすると。その代わり歩道へは自転車は乗り入れさせないというのが基本的な考え方ではないかと思うのですが。そのような考え方ではないのでしょうか。

(委員)

今、歩道をたくさん通行されるということであれば、先生の言われるとおりの

だと思えます。ただし、どのくらいの歩道通行を考えておられるのか、それによると私は思えます。

(委員)

交通量を予測されたということなのですが、自転車をどれくらい、歩行者がどれくらい、自動車は1万台少しという話でしたが。

(事務局)

予測といいますか、平成25年に実際どれくらい歩行者、自転車が通行しておられるかというのは一応調べておりまして、例えば、戸出北町交差点があります。1040mの中ほどのところですが、ここの交差点で、歩道を通行する歩行者は12時間で62人、自転車は12時間で78台となっています。

一方、例えば、少し古いのですが、平成11年の全国的な、主要な県道などの市街地での平均的な歩行者数は、12時間で120人ぐらいです。そういう全国的な形で言うと、量としてはものすごく多いとは言えないという形になっています。ただ、やはり交通の質にもよると思えますので、歩道は、それなりの広さのものを両側に設置はしなければならないと思っておりますが、自転車の交通量などで考えると、今のところはレーンを造って分離することは考えていませんが、委員の先生がおっしゃったとおり、今は16.5mとなっております。今回は即決めるものですが、設計の協議をまた今後地元ともしていくということになっておりまして、その中でどういう構成が可能かということも含めて、当然、地元の意見も伺いながら造っていかなければならないと思っておりますので、その辺は地元の意見も聞きながら、今後検討していきたいと思っております。

(事務局)

少し付け加えさせていただきます。県としては、先ほどの議論の中にもありましたが、利用実態をまず考えた上で、どういうふうに公共施設を配分するかというようなことからスタートするのだらうと思うのですが、現状を申しますと、富山県内におきましては東京と違いまして、例えば、富山市内のそれなりに幅員のあるところについて、自転車レーンについてどういう取り組みができるかという社会実験をしている段階です。

そういう中で、県の中でも戸出市街地ですとか、その他の地方部の中の都市につきましては、今のところ利用実態を考えまして、自転車専用レーンを積極的に配置していこうという施策は取っておりません。その中で歩道の幅員を一定量取って、できれば路肩が整備できるところには路肩を整備して、交通量や自転車量、歩行者量といったものの実態を考えて整備を進めていきたいという考えです。

確かに先生がおっしゃいますように、それぞれ専用のものを持って広く配置するというのが理想型ではございますが、実態を考えますと、県内各地方の各都市に、全部自転車レーンを前提とした幅員を配置するというのは、現実問題、

かなりハードルが高いと申しますか。遠い将来は交通量なども当然変わってきますので、ある幅員の中で車道への割り振り、路肩への割り振り、歩道への割り振りというのは、コンバージョンしていくようなことも将来的にはあろうかと思いますが、現時点では、中心市街地において、そういう自転車については当然考慮していかなければいけない。地方部については利用実態を踏まえた上で、歩道は一定量確保しつつ、できれば路肩を確保しつつ、その中で地域の方が配分して、交通安全に留意しながら使っていただきたいという実態で施策を進めているようです。

(委員)

ここの沿道の土地利用はどういう形なのですかね。私はちょっと現地を見ていないのでよく分からないのですが。商店は割と張り付いているような状況なのでしょうか。それとも、住宅地でほとんど商店はないという状況でしょうか。

(事務局)

先ほどちらっと申し上げましたが、どちらかというと、家屋が沿道に連たんしているような箇所が多いです。一部、先ほど申しましたとおり、変電所や工業団地、あと、一部に田もございますが、どちらかというと工場みたいなものとか、あと福祉施設みたいなものも最近立地しているところです。

(委員)

利用者が路肩に車を止めて買い物するという状況にはあまりないと考えてよろしいですね。

(事務局)

そういう状況ではないです。

(委員)

はい、分かりました。結構です。

(委員)

今回、幅員が 16.5m～31m ということで、単純に倍近く幅員が違う場所があるのですね。この幅員幅というのは、どのようにして、どんなことを考慮して決められているのか。今、4 ページ目を見ているのですが、廃止の区間と追加の区間がありますが、これをどういうふうにして決められたのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

(事務局)

割とざっくりとした図面なので、一般的な話になってしまうかもしれませんが、道路法線の場合は、先ほど申し上げましたとおり、割と南側に支障物件が



ございまして、なるべくそれを避けるようにということで、どちらかというところ、北側に赤い色のところがあって、下側に、これは区間として配置する案です。一応、線形につきましても、基準で決まっております、そんなにくねくねとしたような道路線形にもできないものですから、そのような形になっています。

幅員につきましては、実はこの 1040m の区間に、JR の城端線が通っています。これにつきましては、この道路は基本は平地ですが、JR の城端線をまたぐ必要があります、そうすると、要するに電車の上に橋を架けて、またいで行かなくてはなりません。そうしますと、またぐための広さが要るので、段々広い用地が必要だということで、普通の平地ですと、こんなに幅があることはないのですが、今の区間につきましては、そういう特殊な事情があり、JR をまたがなくてはならないということで、このような幅の広さになっている状態です。

(委 員)

はい、分かりました。陸橋だということがちょっと読み取れていなかったものですから。ありがとうございます。

(委 員)

高岡新駅停車場線の関係で 1 点お伺いしたいです。今、新線が取り付く中川和田線につきましては、地図で見ていると少し分かりにくいのですが、この中川和田線というのは、東から来ると、あいの風とやま鉄道の高架をちょうど越えて来まして、取り付く場所が下り勾配の直近ということになります。そういうような下り勾配の直近に取り付くということが 1 点です。

もう一つ、中川和田線から下りてくると、近くにその延長線上に国道 8 号線の北島口交差点というものがあります。ドライバーの視線は、その北島口交差点の方にどうしても向かいがちになります。そういった 2 点を踏まえまして、この取り付け部分の安全対策については、どう考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

(事務局)

こちらの交差点につきましては、交差点協議をさせていただいて、形としてはご了解いただいていると認識はしていますが、具体的にできたときも含めまして、将来的にどういう安全対策をしていくかというのは、地元の意見も踏まえまして、今後、別途相談させていただきたいと考えています。

(会 長)

今のご質問の中で、この急斜面のところ新しい道路が入ってくるということでしたね。何かその映像というのはあるのでしょうか。

(事務局)

(スクリーンを指し示しながら) 先ほどの中川和田線との交差点付近です。

どちらかという、下りきって、平面タッチする部分で交差することにはなっていますが、先ほど委員がおっしゃったとおり、下りて、そんなにすぐ距離があるわけでもないものですから、多分その辺のことも含めておっしゃっていると思うので、ここにつきましては、具体的にどういう標示にするとか、形態にするとかということは、今後話し合いをさせていただきたいと思っています。ただ、交差する場所については、下りきったところであるというものです。

(委員)

高岡新駅停車場線の方で1点だけお聞きいたします。今回、駅前広場も都市計画決定されるということなのですが、先ほどご説明にもありましたが、駅前広場の方に、バス、タクシー、一般車が停車するスペースはあるということだったのですが、例えば、駐輪場や、車で来て鉄道に乗り換えるパークアンドライド駐車場のよう整備は考えておられないのでしょうか。

(事務局)

駐輪場や駐輪場については、この駅前広場とは別に、高岡市で検討しておられる最中です。一応設置する方向で、今、設計なりを進めておられる最中です。場所的には、この駅前広場の外側に設置されると考えておられます。規模等については、またこれから設計を進めていく中で、地元の皆さまとお話する中で決定されていくと伺っています。

(会長)

他にご意見はないですか。はい、どうぞ。

(委員)

議案1号の戸出東西中央線ですか。これなのですけれど、先ほど映像を見ましたら、片側1車線で渋滞しているという映像だったように思いますが、これは変更後も1車線でいかれるということでしょうか。

(事務局)

この写真は交差点付近で渋滞している写真で、先ほど申し上げましたとおり、現道の幅が7mで、交差点付近にも、付加車線、右折レーン等が付けられない状態になって、混雑しているという状況です。今回、一応車線数としては2なのですが、交差点付近におきましては、主要な交差点ですが、右折レーンを付けて混雑緩和を図りたいと考えています。

(委員)

2車線になるのはいいのですが、2車線になることによって、今度は自転車の車道通行は無理になってくるのではないですか。

(事務局)

そちらにつきましても、交差点付近は若干幅員を広げています。標準幅員が16.5mですが、交差点については、その付加車線相当の分を広げて計画決定する予定ですので、交差点付近で歩道幅が狭まるということは考えておりません。

(委員)

もちろんそうなのですが、一番狭いところで16.5mだけれども、これだけの通行量、1日1万台と言われた中で2車線になっても、交差点付近は混雑する。もしくは恒常的に車が流れている中で、2車線あるところで自転車が果たして通行できるのかということになったら、3.5mのところ自転車を入れないといけないのではないかという思いもあります。誠に申し訳ないのですが、私は現場を見たことないし、全く不案内な中で説明を受けていても分からないことだらけなので、もう少し丁寧な説明を求めたいと思います。以上です。

(会長)

もう少し丁寧な説明。それはお願いします。

(事務局)

申し訳ありません。今後、交差点の詳細図もお示しして、ご説明したいと思います。

それから、今ほど委員がおっしゃった交差点部の路肩なのですが、ご指摘のように、確かに一般道は1.5m取れるのですが、交差点部は路肩を絞っています。これも先ほど申しました実態というお話になるのですが、交差点部で、確かに原則、自転車は車道なのですが、この場所で交通量がこれだけあって、車道のすぐ横の路肩に自転車が並ぶというのが、果たして、安全面に関して地域の人にとっていいのか。交差点部は、車のドライバーも左右直進方向、かなりいろいろなところを見ながら進んでいますが、意外と左側の自転車にかかる注意の割合が、残念ながらそれほど高くないということも実態としてあるのではないかということです。交差点部は、できれば車の横に自転車が並ばない形の方が、これは法律的には自転車は車道というのは分かった上で申し上げているのですけれども、歩道にある程度通行スペースがある場合は、そちらの方を通行していただくということも、安全面に配慮すると、実態とすればあり得る話ではないかと思っています。

それから、これもまた実態なのですが、交差点部に広い路肩を2車線分設けると、また新たな物件補償なども費用面でも出てまいりますので、そういったところを総合的に勘案して、今回のこの一件につきましても、交差点部は路肩を絞った形での配置をしています。

(会長)

他にご意見はありませんか。はい、どうぞ。

(委員)

今、課長が言われていたことは、私はどうも納得がいかないです。交差点部の路肩を多少絞るというのは、必然というか、仕方がないことだとは思いますが、交差点部であろうが、やはりこれからは原則、自転車は車道ですよ。そういうふうに意識を変えていかないと、いつまでたっても歩道を走ると思うのです。お年寄りや子どもの小学生などは、これはいいと思うのですよ、自転車でもそんなにスピードを出すわけではありませんので。でも、一般の大人が利用する自転車は、少なくとも車道を走る。そのための道路の整備をきちっとやっていくというのは、これからの道路整備の考え方だと、国の方も示しているわけですので、県もぜひそういう考え方をしていただきたいと思うのですが。

私は、どこでもここでも自転車専用レーンを付けろなんてことは一言も言っていません。自転車が走りやすい環境整備が大事ではないでしょうかということなのです。路肩が1.5mあるということは自転車にとってみれば非常に走りやすいと思うのです。もう少し広いのはもっといいのですが、それはぜひたくということですから。今回1.5mの路肩を取っていただけるというのは、自転車利用者にとってみれば非常に走りやすい道路になるのではないかと思います。

(会長)

先ほど自転車のことで、何台通りますかと、全国平均百何台で、富山のこのあたりが70台と聞きましたが、そもそもこの全国というのは何なのでしょう。この富山で比較するならば、三大都市圏は除外したところと比較しなければあまり意味がないのではないかと思います。その100台というのはどういう数値なのでしょう。

(事務局)

すみません。あくまでそういう統計数値があったものですから、使わせていただいたので、比較するにはちょっと適切ではなかったかと思えます。

(会長)

他にご意見はありませんか。たくさんご意見が出て、まとめるのもなかなか難しいところではありますが、結局、最後は全体を考察して、これを可とするか、不可とするか、その二者択一しかないのですが。全てをうまく解決するということはなかなかできなくて、合格ラインに入っているかどうかという観点から考えていくしかないと思います。先生、どんなものなのでしょう。

(委員)

大筋はいいと思うのですが、やはり道路整備の考え方として、地域のいろいろな事情を考えてするのであれば、ある委員からありましたが、交差点部の設計はこんなふうにしますという、もう少し丁寧な説明が必要ではないかという

ことは思いました。ぜひ次回からはそのようにしていただければと思います。説明の段階で、例えば案件がたくさんあって、今日みたいな1件しかなければ、かなり時間を取ってできますが、そうでない場合も当然ありますよね。そうでない場合は、重要なところだけ説明されて、質問が出たらきちんと準備してあって追加説明する、それくらいしていただいた方がいいかと。今回は、交差点部の構造をどのようにしたかというのが、恐らくないのですよね。次回から補足説明ができるように、準備だけはしておいていただければと思います。

(会 長)

委員のご指摘の中で、交差点部になると路肩が狭くなると。だからそれはいいのかどうかということも今後の課題ですよ。

(委 員)

実際は、普通は狭くなるのです。というか、そんなに取れないのが実態なので。私は存じ上げています。先ほどあったように、場所によっては既成市街地だと、逆に歩道をいじめて付加車線を造るところも当然あったり、その場合に、有効幅員の歩道は狭められないから、街路樹を切って、そこを車道側に少し拡幅するとか、いろいろなやり方があるのです。今回はどういうやり方をされるのか分かりませんが、先ほどの地図を見ると、そんなにいじめなくてもできるような場所ですよ。ですから、標準的な交差点の設計だと思います。ですから、標準的な交差点の設計というのは、路肩はグッと絞られるのが普通なので、それは特に問題ないと思います。全くないわけではないですよ。50cmぐらいはきちんと取っていただけるはずですので。自転車利用者にとっても、交差点で一旦停止しますから、そういうときに全くないとし少し不安ですが、50cm や 75cm あれば、何とかそこでは停車できるので、特に問題ないかなと思います。

(会 長)

それでは、意見は出尽くしたように私は理解しています。皆様のご意見を賜った上で、原案で可決とする意見が大勢だと理解していますが、それでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

はい、では1号議案は原案どおり議決いたしました。  
事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

特にございません。

### 3. 閉会

(会 長)

それでは、これもちまして第 168 回の都市計画審議会を終了いたします。  
本日は、活発なご議論をありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたりまして、ご審議をどうもありがとうございました。次回については、また日程が決まり次第ご案内させていただきますので、またよろしく  
お願いいたします。本日はどうもお疲れさまでした。

平成 27 年 7 月 3 日

富山県都市計画審議会会長                      細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員                      梅 田 ひろ美

富山県都市計画審議会委員                      小 見 美由紀